

共家事・共育児に関する漫画・映像作品情報発信業務仕様書

1 業務の名称

共家事・共育児に関する漫画・映像作品情報発信業務

2 目的

男女が共に家事・育児の責任を分かち合うことでライフイベントとキャリア形成の両立が可能となる社会の実現を目指すため、共家事・共育児に関するエピソード（好事例等）を映像・漫画化して広く発信することで、県民の行動変革を強力に促進するとともに、固定的な性別役割分担意識のより一層の解消を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 共家事・共育児に関する啓発漫画の作成

昨年度、県民から募集した共家事・共育児に関するエピソードの中から優れたものを選定し、それを応募者の内容に沿った形で、県民が共家事・共育児について一層理解を深め、関心が深まるよう、工夫した漫画とすること。

※エピソードは3部門において募集

(若年層部門、子育て世代部門、シニア世代部門)

項目	内容
制作数	3件（3部門それぞれのエピソードを漫画化） ※1冊に3件の漫画を掲載
冊子部数	2,000冊
冊子規格	・彩色：フルカラー ・ページ数、サイズ、紙質、製本方法等については提案による。
内容	・読者からの共感を得られて、「自分と重ねられる」ような内容とすること。 ・応募者の作品内容から逸脱しないような内容とすること。
制作の流れ	① エピソードの選定 昨年度、県民から募集した共家事・共育児に関するエピソードの中から、漫画化に適した優れたものを県と協議のうえ選定。 ② 原稿作成・校正 校正回数については提案による。 ③ 完成漫画の納品 ②の校正等を行い、完成漫画を納品。

成果品の提出	① 納品物 ・ 冊子 ・ 版下データ一式 (JPEG, PDF など) <u>※3 作品それぞれ</u> ・ インターネットへのアップロードの可能な形式のデータ <u>※3 作品それぞれ</u> ② 納品期限 令和8年9月末 ③ 納品先 山口県男女共同参画課
--------	---

(2) 完成漫画・既存映像の戦略的な周知・広報

上記(1)で作成した漫画作品と既存の映像作品の戦略的な周知・広報を以下のとおり行うこと。

※周知・広報の時期については、映像作品は契約締結後から、漫画作品については完成・納品後から行う。

- ・ SNS (YouTube や Instagram 等) やテレビCM等を活用し、完成漫画・映像作品が広く県民に行き渡るような周知・広報を図ること。

※SNS (漫画) については、県が設定する目標値を勘案すること。

目標値：SNS (漫画) での総再生回数 84 万回

- ・ 既存の映像作品の周知・広報については、漫画冊子の中でもその旨のページを設けること。
- ・ 周知・広報の計画を示すこと。(実施内容、実施期間・タイミング、ターゲット属性等を記載)
- ・ その他、効果的に周知・広報を図ることができる取組があれば積極的に実施すること。

[既存の映像作品]

- ・ エピソードドラマ本編：3本

(山口県男女共同参画課 YouTube チャンネルにて公開中)

「そして、今」 3:22

「できる人が、できる時に、できることを」 3:38

「気づいた時」 4:03

- ・ 広告用ショート動画：3本 各 15 秒程度

(3) その他

- ・ 当業務に関する、より効果的な独自提案については、県と協議の上、決定すること。
- ・ 業務終了後には、業務完了報告書を2部提出すること。

5 委託条件

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) その他

- ・この契約の事務処理にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。業務終了後においても同様とする。
- ・業務において男女共同参画課が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・男女共同参画課との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、男女共同参画課と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。